

## 会報等の送付について

- 「行政書士北海道」 2018年 新年号 No. 331 別冊
- 総務部 1P  
メンター【業務相談員】制度について
- 業務企画部 4P  
行政書士電子証明書 G-ID 補助金支給申請手続きのご案内  
建設業法関係政省令・告示の改正（11月10日交付及び施工）について  
中山間地域等直接支払制度について（参考）  
農地法第3条許可における下限面積の緩和及び別段の面積の設定について（参考）  
丁種封印再委託会員の募集について（案内）
- 申請取次行政書士管理委員会 23P  
「届出済証明書」新規手続きについて  
「届出済証明書」更新手続きについて

12/29(金)～1/3(水)まで事務局は年末年始休暇のため閉局となります。

今年一年お世話になりました。よいお年をお迎えください。

1/4(木)より平常業務となります。

営業時間 9:00～17:00（12:00～13:00 お昼休憩）

営業日 平日のみ（土・日・祝はお休み）

# 事務局からのお知らせ



**事務所を移転**等した際には、**変更の届出が必要**です。

※「行政書士法 第6条の4」に規定があります。ご協力をお願いいたします。

必要書類は、HP（会員ログイン必要）よりダウンロードできます。

※ログイン方法：ユーザー名は会員番号（4ケタ）、パスワードは登録番号（8ケタ）

**【補助者について】** 期限内の手続きをお願いいたします。

・「補助者証」の有効期限は3年となっております。

適宜、更新・解職のお手続きをお願いいたします。

本会では、「補助者章（@1,300）」の販売を行っております。

購入を希望される方は、事務局宛お問い合わせ下さい。



**【会費の納入について】** 6,000円×3か月分=18,000円

Ⅳ期（1・2・3月分）の会費の納入期日は、

1月31日（水）です。期日内のお支払をお願いします。

**【職務上請求書の締切について】**

申込締切(必着)		払出開始日	
12/28	(火)	1/5	(金)
1/15	(月)	1/17	(水)
2/1	(木)	2/5	(月)
2/15	(木)	2/19	(月)
3/1	(木)	3/5	(月)
3/15	(木)	3/19	(月)



平成 29 年 12 月 26 日

会員各位

## メンター【業務相談員】制度について

北海道行政書士会 総務部長 野口哲郎

会員各位におかれましては、日頃より北海道行政書士会の会務運営にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、昨今の業務は情報の高度化により複雑多岐になっているところ、その業務の遂行に対する能力の向上は、研修会への参加や業務資料の熟読等による自己研鑽が中心であり、その補填として支部執行部、任意会への参加等により会員自らが図ってきたものであると存じます。また、旧来、受任して内容がよくわからない業務に対しては、相当の下調べの上で自ら先輩行政書士への訪問等により、不明点を解決することがその業務に関する解決策の最善であったと存じます。

しかし、今般における業界の事情の変動により、業務能力の向上及び解決策の早期発見が必要なケースも多々見られるようになりました。そこで、業務の一般的な指導（研修会等）を行なうことを主体としてきた単位会による指導の範疇を超えて、新入会員及び新たな業務に取り組む既存会員に対しての「道しるべ」となるよう、個別相談対応を行うことを目的として、メンター【業務相談員】制度を実施しております。

\*メンター制度：会社や配属部署における上司とは別に指導・相談役となる先輩社員が新入社員等をサポートする制度のことをいいます。メンターとはもともと助言者という意味であり、年齢や社歴の近い先輩社員が、新入社員の仕事における不安や悩みの解消、業務の指導・育成を担当します。新入社員は上司とは別の相談相手ができることで、必要なスキルや技術を身につけながら、会社に馴染むことができます（weblio 辞書より）。

以前はメンターの対象が 10 項目でしたが、今回より 2 項目増やし、12 項目としました（新たに①電子申請・電子証明書関連（電子定款その他）・②他土業との業際問題を追加）。その個々の業務にメンター【業務相談員】を配置し、会員の皆様の業務に対する相談を受けることとしております。ただし、会員向けの会員による無料相談となりますので、相談に際しては、一定の制約を設けております（別紙「メンター相談の心得」参照）。

メンター相談を希望する会員は、別紙「メンター申請」書類に必要な事項を記入の上で、本会事務局まで FAX（011-281-4138）して下さい。

# 業務相談申込申請書

FAX: 011-281-4138

## メンター申請

平成 年 月 日

支部 会員番号

番 氏名

☎

(注) メンター制度の詳細については「メンター相談の心得」をご覧ください。

また、下記事項にご同意の上でご署名をお願いします。署名がない場合は受付を見送りにさせていただきます。

(同意事項) 私は、行政書士倫理に則り、かつメンター相談員に適切に接することを約し、メンター制度の心得を理解・順守して相談することに同意致します。

ご署名

1. 相談希望業務 (以下の12項目から1つを選択して○で囲んで下さい)

①交通運輸関連 ②建設業関連 ③環境(産廃)関連 ④風営関連

⑤国土(農地)関連 ⑥法人設立関連 ⑦民事関連 ⑧相続遺言関連

⑨会計関連 ⑩涉外(外国人)関連 ⑪電子申請・電子証明書関連

⑫他土業との業際問題

2. 相談事案 \_\_\_\_\_ について

事案の内容とメンターに相談したい事柄を簡潔に記載して下さい。

---

---

---

---

---

---

---

## メンター相談の心得

・本会事務局は、申請書受理後に、メンターへ連絡し、指定日時等のアポを取り、それを相談者に電話にて連絡致します。

・連絡は、原則電話のみとします。

相談者からメンターへ電話をかけて下さい。

電話はメンターが指定する日時のみにかけることができます。

メンターとの相談時間は原則として30分以内とします。

(メンターには指定日に概ね60分程度の待機時間を設けて頂きます)。

メールやファックスでの相談は禁止します。但し、相談に必要な資料を送付したい場合でメンターが了承した場合に限り、その送付目的でのメール・ファックスについては可とします(あくまで相談自体は電話対応のみとします)。

・業務相談は、①受任、もしくは、②受任予定(相談対応中のものも可)の業務で、不明点があるもの、あるいは、経験が少なく自信が持てないもの等を主に受け付けます。

下調べを全くしないもの、あるいは、全く具体性の無い一般的な相談はご遠慮下さい(出来るだけご自身で業務に取り組んだ中で生じた疑問点の解決等のために申請して下さい。必要があればインターンシップ制度の活用をご検討下さい)。

・メンターも即答・即応が難しい事案に直面する場合があります。その場合には、後日、メンターから別段の方法により回答させて頂くことがあります。

・以下の12項目にメンターを設置しますが、相談者の方からメンター(業務相談員)の指定をすることはできません。

現在のメンターは、主として北海道会の役員及び札幌支部の役員で業務に関し研修の講師実績のある会員に、就任して頂いております。

メンター【業務相談員】対象分野

- ①交通運輸関連      ②建設業関連      ③環境(産廃)関連
- ④風営関連      ⑤国土(農地)関連      ⑥法人設立関連
- ⑦民事関連      ⑧相続遺言関連      ⑨会計関連      ⑩渉外(外国)関連
- ⑪電子申請・電子証明書関連(電子定款その他)      ⑫他土業との業際問題

平成29年12月26日

会員各位

北海道行政書士会  
業務企画部長 北村資暁  
ICT委員会委員長 大井義信

## 行政書士電子証明書G-I D補助金支給申請手続きのご案内

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の会務・運営にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

現在、本会におきましては行政書士電子証明書G-I D（以下「G-I D」）を取得された会員の皆様に対し、一会員1回に限り一律5,000円の補助金を支給しております。対象の会員の皆様は、下記の必要事項をご確認の上、別紙申請書により手続きを行ってください。

G-I Dは、電子定款作成及び来年までには本格的に開始となる予定の自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の業務には必須となる他、近い将来様々な業務への活用が期待されているツールです。是非積極的な導入をご検討いただき、お役立ていただけますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

今年度の対象者	平成29年4月1日（土）～平成30年2月28日（水）までに取得された会員
今年度の申込み期間	平成29年9月1日（金）～平成30年2月28日（水）まで
支給予定日	申請後およそ1ヶ月以内
必要書類	① 別紙、「電子証明書G-I D補助金支給申請書」 1部 ② 必要事項を記載したG-I D利用申込書のコピー 1部 ③ 利用料金を振込んだ際の「振込控え」のコピー 1部

上記必要書類を、申し込み期間内に下記送付先まで郵送等してください。

申請書送付先 〒060-0001  
札幌市中央区北1条西10丁目1番6  
北海道行政書士会館  
北海道行政書士会 事務局 宛

以上

## G-I Dの申し込み手順

G-I Dを導入される会員の皆様及び新入会員の皆様は、下記の手順を参考に申し込みを行ってください。なお、詳細は、セコムトラストシステムズ株式会社のウェブページ内の行政書士電子証明書お申込みの専用ページをご覧ください。

行政書士電子証明書のお申込み

<http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/gyosei.html>

行政書士電子証明書は、行政書士資格を証明できる電子証明書として日本行政書士会連合会より推奨されています。

行政書士電子証明書は電子定款に多く利用されており、電子定款では紙定款の場合にお客様が負担している収入印紙代が節約できます。

また、行政書士電子証明書は、平成29年度までに全国展開されることにより利用の拡大が見込まれている。自動車保有関係手続のワンストップサービス(CSS)にも対応しています。

なお、行政書士電子証明書が対応しているシステムについては、以下の対応システムよりご確認ください。

ダウンロードシリーズ	<a href="#">&gt; お申し込み</a>	<a href="#">&gt; 対応システム</a>
商工会議所専用	<a href="#">&gt; 商工会議所専用ボタン</a> クーポンを使ってお申込されるお客様はこちらをご参照の上、お申し込み手続きを行ってください。	※国稅庁より重要なお知らせ 電子証明書の再取得を行った方は、取得した電子証明書をe-Taxに再度登録する必要があります。詳しくはこちらをご確認ください。

**お申し込みに関する注意事項**

- 行政書士電子証明書は、行政書士有資格者1名につき1枚となりますので、2枚所持についてはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- 既存の電子証明書の有効期限を一年以上残し、新規でお申込みをされるケースがございます。新たに電子証明書をお申込みの際は、ご利用頂いている電子証明書の有効期限をご確認ください。
- 行政書士事務所名称の変更、行政書士事務所所在地の変更を予定されている場合、こちらをご確認ください。

※電子証明書発行後は、電子証明書に記録された内容は変更することができませんので、電子証明

### 【手順】

- 1、「行政書士電子証明書のお申込み」等のキーワードで任意の検索サイト（Google等）から検索をして、上記のページをお探しく下さい。
- 2、「お申し込みに関する注意事項」以下を同意していただいた上で、ダウンロードシリーズの枠内にある赤い丸で囲まれた「>お申し込み」ボタンをクリック。
- 3、以降、画面の指示に従って申込フォーム等に必要事項を入力してください。
- 4、最後に印刷した利用申込に直筆で署名、実印での捺印。
- 5、サービス料金を振込。
- 6、必要となる書式一式郵送して完了です、

# 電子証明書G-ID補助金支給申請書

平成 年 月 日

北海道行政書士会  
会長 宮元 仁様

支部名 \_\_\_\_\_

事務所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 職印 \_\_\_\_\_

今般、電子証明書G-IDを取得しましたので補助金の支給申請を致します。

## 記

### 振込先口座

口座名義人	_____		
預金種類	ゆうちょ銀行	記号	番号
	金融機関(ゆうちょ銀行以外)		
口座番号	銀行・農協 金庫・信組	本店・本所 支店・支所	
(ゆうちょ銀行 又は金融機関 をお選び下さい)	普通・当座	店番	口座番号

※補助金の支給は口座振込と致します。

※次の書類をお忘れなく同封してください。

- ・必要事項を記載したG-ID利用申込書のコピー 1部
- ・利用料金を振込んだ際の「振込控え」のコピー 1部

※補助金の支給額は5,000円となります。



平成29年12月26日

会 員 各 位

北海道行政書士会  
業務企画部長 北村 資暁

## 建設業法関係政省令・告示の改正（11月10日交付及び施行）について （電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設その他）

会員各位におかれましては、日頃より北海道行政書士会の会務運営にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

この度、表記の件につきまして、北海道建設部建設政策局建設管理課より、「電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設その他」についてのPDFによる資料提供を受けましたので、本書面にて概要説明の上、本会ホームページにPDF資料を掲示することと致しました。会員各位におかれましては、本会ホームページよりダウンロードして頂き、詳細をご確認の上、業務の際にご活用ください。

記

### ①「電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設」

電気通信工事施工管理に係る技術検定を新設し、受検資格等について以下のとおり定める。

- ・受検資格：施工管理に係る他の技術検定と同一
- ・試験科目（1級・2級）：（学科）電気通信工学等・施工管理法・法規（実地）施工管理法
- ・受験手数料：1級（学科・実地）各13,000円 2級（学科・実地）各6,500円
  - ・合格者の取扱い：（1級合格者）電気通信工事業における主任技術者・監理技術者等
  - （2級合格者）電気通信工事業における主任技術者等

### ②「建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別廃止」

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については、平成30年度より、種別を廃止して共通試験として実施する。

### ③「登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定」

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとする（別途告示を制定する予定）。

### ④「その他（建設業許可事務ガイドラインの改正等）」

建設業許可事務ガイドラインのうち、下記の点が変更になった。

- 1 「とび・土工・コンクリート工事」について、別表1〔建設工事の例示〕の「イ」が「とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事」へ改正となった。
- 2 「電気通信工事」について、本文〔第2条関係 2. 許可業種区分の考え方について（18）電気通信工事〕の「①情報制御設備工事にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。」を削除した。
- 3 「電気通信工事」について、別表1〔建設工事の例示〕が「有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事」へ改正となった。

以上

平成29年12月26日

会 員 各 位

北海道行政書士会  
業務企画部長 北 村 資 暁

### 中山間地域等直接支払制度について（参考）

農林水産省では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐこと等を目的として、中山間地域等直接支払制度（第4期）を実施しています。今般、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下、「運用」という。）」が改正され、「集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。」とする旨の規定が追加されました（運用第11の3「事務の委託」）ので、お知らせいたします（別添①参照）。

農地法許可申請をはじめとする農業関連業務に従事する行政書士が、本制度の活用を働きかけることで、地域農業の振興・活性化、農業の有する多面的機能の維持・発揮を通じた国民生活への寄与、風光明媚な田園風景等の景観維持等をはじめとする社会活動への貢献につながり、我々行政書士の社会的地位は更に向上していくと考えております。

つきましては、会員の皆様におかれましては、本制度を把握していただき、積極的な普及活動にご協力いただきたく存じます。

本制度の概要については別添①から②までをご参照いただくとともに、「事業計画書、協定書の記載イメージ」は本会 HP より、また、本制度パンフレットは下記の農林水産省HP からダウンロードいただけますので、併せてご利用ください。

### 記

#### 【別添】

- ①平成29年度中山間地域等直接支払実施要領、要領の運用改正の概要
- ②『月刊日本行政』平成29年5月号（No.534）掲載記事

#### 【本会 HP】

- ・事業計画書、協定書等の記載イメージ

#### 【農林水産省HP】

- ・中山間地域等直接支払制度とは（制度パンフレット）

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/s\\_about/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/index.html)

以上

## 平成 29 年度中山間地域等直接支払実施要領、要領の運用改正の概要

### 1. 交付金の実施の規定

個別協定についての規定

交付金の交付対象者として、認定新規就農者は、これまで認定農業者等として、運用上認めていたが、対象者を明確にするため、今回、認定新規就農者を明記。

【要領の第 6 の 1 (2)】

### 2. 超急傾斜農地保全管理加算の規定

(1) 交付額の加算についての規定

超急傾斜農地保全管理加算について、集落協定が農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、又は、個別協定が農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合であっても、適用することができる規定に変更。

【要領の第 6 の 3 (2)】

(2) 超急傾斜農地保全管理加算で生産される農作物の販売促進等

農作物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組として、市町村等と協力して実施するものも含む規定を追加。

【要領の運用第 8 の 3 (2)】

### 3. 事務の委託の規定

事務の委託

集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等に委託することができる旨の規定を追加。

【要領の運用第 11 の 3】

### 4. 交付金交付の評価の規定

交付金交付の評価

中間年評価の実施を、状況に応じて機動的に行えるようにするため、市町村が行う平成 29 年度の実施状況の確認と併せて行う規定を削除。

【要領の運用第 17 の 1 (1)】

改正後	現行
<p>第1～第7（略）</p> <p>第8 交付額</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 超急傾斜農地保全管理加算</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。</p> <p>ア 超急傾斜農地の保全 石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等</p> <p>イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等 農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等（市町村等と協力して実施するものを含む。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4～5（略）</p> <p>第9～第10（略）</p> <p>第11 交付金の会計経理</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>3 事務の委託</u> 集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。</p> <p><u>4 会計経理の適正化</u> 交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。 (1)～(5)（略）</p> <p><u>5 抽出検査の実施</u> 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）及び都道府県知事は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。</p> <p>第12～第16（略）</p> <p>第17 交付金交付の評価</p> <p>1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。 (1) 中間年評価は、平成30年6月末までに実施する。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第18（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>この改正は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～第7（略）</p> <p>第8 交付額</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 超急傾斜農地保全管理加算</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。</p> <p>ア 超急傾斜農地の保全 石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等</p> <p>イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等 農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等</p> <p>(3)（略）</p> <p>4～5（略）</p> <p>第9～第10（略）</p> <p>第11 交付金の会計経理</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>3 会計経理の適正化</u> 交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。 (1)～(5)（略）</p> <p><u>4 抽出検査の実施</u> 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）及び都道府県知事は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。</p> <p>第12～第16（略）</p> <p>第17 交付金交付の評価</p> <p>1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。 (1) 中間年評価は、<u>市町村が行う平成29年度の実施状況の確認に併せて行い、平成30年6月末までに実施する。</u></p> <p>2～3（略）</p> <p>第18（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>

# 日本の農業を再確認する

## ～中山間地域等直接支払制度について～

<許認可業務部>

### はじめに

私たちが住む日本の国土は、およそ70%が山岳地帯であり、平野の面積はおよそ25%と、大規模な農業生産活動に適しているとは言い難い国土となっています。特に中山間地域等<sup>1</sup>では、農業の生産条件が不利であるために農地の流動化が促進されず、耕作放棄地が年々増加しています。しかし、中山間地域等における農業生産活動の維持・継続は、食料の供給だけでなく、洪水や土砂崩れを防ぎ美しい風景や生き物の住処を守るといったように広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものであり、当該地域における農業生産活動は国民生活及び国民経済にとって重要な意義を有しています。そこで、中山間地域等において農業生産活動を継続していただくため、中山間地域等直接支払制度による支援が平成12年度から実施され、平成27年度から第4期対策（平成27年度から平成31年度）が開始されています。

私たち行政書士が農地行政と農家支援に深く関わる中で、日本の農業の未来を考えると、このような制度を知っていることは、業務の選択肢の幅を広げ、より農業従事者の方々に寄り添った提案ができるのではないのでしょうか。そこで本稿では、「中山間地域等直接支払制度」の概要について説明していきたいと思えます。

### 中山間地域等直接支払制度とは

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等を単位に、農用

地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、その取決めにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

中山間地域等直接支払制度は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支援とともに、『日本型直接支払制度』の一つとして位置付けられており、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うために平成27年4月から施行されている『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年6月20日法律第78号）』に基づいて実施されています。

中山間地域等直接支払制度で対象となる地域、農用地等については、以下のとおりとなっています。

#### 【制度の対象地域等】

##### 1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法（8法）で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

##### （1）対象地域

① 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（特定農山村法）」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「沖縄振興特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域

② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

1 中山間地域等：山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日法律第百六号）第35条）

## (2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地（北海道のみ）
- ⑥ ①から⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

## 2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

## 3. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。

### 【協定の種類】

協定には、①対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する集落協定と、②認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する個別協定の2種類があります。

協定に定める活動内容には、『農業生産活動等を継続するための活動』と『体制整備のための前向きな活動』があり、『農業生産活動等を継続するための活動』のみの場合は交付単価の8割の額が交付され、これに加えて『体制整備のための前向きな活動』を行う場合には交付単価の10割が交付されます。

『農業生産活動等を継続するための活動』としては、耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理活動といった農業生産活動や、周辺林地の管理・景観作物の作付といった多面的機能<sup>2</sup>を増進する活動が挙

げられます。

『体制整備のための前向きな活動』としては、①農業生産性の向上として機械・農作業の共同化や高付加価値型農業、生産条件の改良や担い手への農地集積、担い手への農作業の委託などがあります。また、②女性・若者等の参画を得た取組として、新規就農者による営農や六次産業化などがあり、③集団的かつ持続可能な体制整備として、協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築するなど当てはまります。

さらに、これらの活動に加え、集落協定の広域化支援や小規模・高齢化集落支援、超急傾斜地の農用地の保全や有効活用に取り組むなど、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されますが、一方で、5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還することになります（ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます）。

中山間地域等において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要となります。



2 多面的機能：「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第1項）

## 手続の流れと現状

### ① 協定の作成

集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。(5年毎)

### ② 協定の提出(市町村が認定)

作成した協定を市町村に提出し、市町村長が認定します。  
協定は、『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』に基づく事業計画と一緒に提出します。

### ③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施します。

### ④ 実施状況の確認(市町村が実施)

協定代表者等の立会いの下、市町村が活動の実施状況を確認します。

### ⑤ 交付金の支払

交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

交付金の負担割合は国(地方農政局等)が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となっています。

平成28年8月に発表された中山間地域等直接支払交付金の実施状況によりますと、平成27年度に締結された協定数は計25,635協定で、集落協定が25,123協定、個別協定が512協定となっています。また、平成27年度に交付金が交付された面積は65万4千haであり、交付総額は51,405百万円となっています。

集落協定を作成する際の必要規定事項の一つである集落マスタープラン(集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画)の内容を見ると、集落が目指すべき将来像としては「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が79%で最も多く、将来像を実現するための活動方策としては「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」

が73%で最も多くなっています。

## おわりに

この制度の申請の際には、該当農業地域の規模の大小を問わず事業計画(5か年)の策定が必要であり、協定が認定された後に実際に事業計画に沿って活動してもらい、その活動実績の確認(金銭出納帳、領収書、写真等の証拠書類による確認)が完了した後に、活動実績に応じた交付金が支払われます(1年毎)。また、この制度に基づく交付金は、補助金とは異なり、交付金受取者が事業計画に基づき柔軟に使用可能となっています。

農業従事者の方々の間では、この制度は広く知られており、便利で有益な制度であるという認識は有していらっしゃるそうです。しかし、今後5~10年後の農業経営が成り立つ見通しが立てられず、申請については消極的という意見もあるようです。

さらに、高齢化が進む産業の中で、農業に専従されてこられた方々は必ずしも書類作成が得意ではないこともあり、現在、市町村担当者が書類作成を手伝う等の対策を講じておられるとのことですが、人手が不足しており、外部の援助が必要な状況にもあるようです。協定数も近年は頭打ちの状況であり、制度の活用のためには更なる援助が必要となっています。

私たち行政書士は農業政策を理解し、農家と行政とのパイプ役として農地行政に深く関わってまいりました。これまで培った知識と経験は、地域の農業の現状と問題点を把握し、地域に根ざした活動をするために役立つことでしょう。地域のために活動する行政書士は、頼れる街の法律家としてのあるべき姿の一つであると考えます。

この制度の理解が、皆さんの業務の理解をさらに深め、今後の活動の一助となることを願いつつ、これからも情報を発信していきたいと思えます。

## 参考文献

- ・「中山間地域等直接支払制度」(平成29年3月5日時点)

<[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai\\_seido/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/)>



平成29年12月26日

会 員 各 位

北海道行政書士会  
業務企画部長 北 村 資 暁

### 農地法第3条許可における下限面積の緩和及び別段の面積の設定について（参考）

日頃より業務企画部の業務推進に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の農業情勢の変化に対応し、農地の確保、耕作者地位の安定を目的として、農地については農地法（以下「法」という。）で規制が行われています。例えば法第3条第1項により農地又は採草放牧地について権利移動をしようとする場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければなりません。しかしその一方で当該許可については、法第3条第2項各号に該当する場合は許可をすることができないとされており、特に第五号においては農地等の効率的利用及び農業生産の増大を促進する観点から、権利取得後も一定の規模以上の営農を実現してもらうために下限面積（原則として北海道は2ha）を設定しており、権利取得後の農地等の合計面積がこれを下回るときには許可をすることができないとされています。

ただし、当該下限面積については、地域の実情に応じて、農林水産省令（法施行規則第17条）に定める基準により、農業委員会が別段の面積を定めることができるとされています（法第3条第2項第五号カッコ書き）。このような農地等の権利移動における下限面積の緩和については、空き家問題の解消や耕作放棄地の減少に向けた解決策の一つとして全国的に拡がることが期待されます。

つきましては、会員の皆様におかれましては、北海道内の各市町村の農業委員会が定めた「別段の面積設定状況」を把握され、地域の実情に精通した法律専門家として実態に即した下限面積を設定していただけるように農業委員会、農地利用最適化推進委員等に積極的に提案を行っていただきたくお願い致します。

平成29年4月1日現在の道内の別段面積設定市町村一覧を添付しますのでご参照ください。

記

○ 資料添付：「別段面積の設定状況」（平成29年4月1日現在） 1部（4枚）

以上



## 別段面積の設定状況

平成29年4月1日現在

都道府県名	市町村名	別段面積(農地法第3条第2項第5号) を設定した地区名	別段面積の 基準別 (則17条)	設定面積 (単位:a)	設定面積 変更日
北海道	札幌市	北区、東区、手稲区	1項	40	H29.1.1
		上記以外の区	1項	30	H21.12.15
	函館市	銭亀沢、戸井、恵山、楳法華、南茅部	1項	10	H21.12.15
		函館、亀田	1項	50	H21.12.15
	小樽市	全域	1項	10	H21.12.15
	旭川市	東旭川町米原、東旭川町瑞穂	2項	10	H23.11.30
	室蘭市	全域	1項	30	H21.12.15
	釧路市	設定なし		—	
	帯広市	設定なし		—	
	北見市	設定なし		—	
	夕張市	全域	1項	100	H21.12.15
	岩見沢市	設定なし		—	
	網走市	設定なし		—	
	留萌市	設定なし		—	
	苫小牧市	全域	2項	30	H21.12.15
	稚内市	設定なし		—	
	美唄市	設定なし		—	
	芦別市	設定なし		—	
	江別市	設定なし		—	
	赤平市	全域	1項	150	H21.12.15
	紋別市	設定なし		—	
	士別市	設定なし		—	
	名寄市	設定なし		—	
	三笠市	設定なし		—	
	根室市	設定なし		—	
	千歳市	駒里区域	2項	10	H16.3.29
	滝川市	設定なし		—	
	砂川市	全域	1項	150	H21.12.15
	歌志内市	設定なし		—	
	深川市	設定なし		—	
	富良野市	設定なし		—	
	登別市	全域	2項	50	H21.12.15
	恵庭市	設定なし		—	
	伊達市	伊達地区	1項	30	H21.12.25
		大滝地区	1項	100	H21.12.25
	北広島市	設定なし		—	
	石狩市	浜益区	1項	100	H22.1.25
	北斗市	全域	1項	140	H23.7.28
	当別町	東裏、蕨岱、川下、当別太を除く区域	2項	30	H23.1.11
	新篠津村	設定なし		—	
	松前町	全域	1項	10	H21.12.15
	福島町	全域	1項	10	H21.12.21
	知内町	全域	1項	100	H21.12.15
	木古内町	設定なし		—	
	七飯町	全域	1項	150	H21.12.15
	鹿部町	全域	1項	10	H22.4.5
	森町	全域	1項	50	H21.12.21
八雲町	熊石地域	1項	80	H23.7.28	
長万部町	設定なし		—		
江差町	設定なし		—		
上ノ国町	全域	2項	30	H23.7.27	
厚沢部町	設定なし		—		
乙部町	全域	1項	10	H21.12.15	
奥尻町	設定なし		—		
今金町	設定なし		—		

都道府県名	市町村名	別段面積(農地法第3条第2項第5号) を設定した地区名	別段面積の 基準別 (則17条)	設定面積 (単位:a)	設定面積 変更日
	せたな町	大成区	1項	50	H24.3.27
	島牧村	全域	1項	20	H23.4.15
	寿都町	全域	1項	10	H22.1.27
	黒松内町	設定なし		—	
	蘭越町	全域	1項	50	H21.12.15
	ニセコ町	設定なし		—	
	真狩村	設定なし		—	
	留寿都村	全域	1項	100	H24.10.31
	喜茂別町	全域	1項	30	H23.1.24
	京極町	設定なし		—	
	倶知安町	設定なし		—	
	共和町	設定なし		—	
	岩内町	全域	1項	100	H21.12.15
	泊村	全域	1項	10	H21.12.15
	神恵内村	全域	1項	10	H21.12.15
	積丹町	全域	1項	10	H29.2.21
	古平町	全域	1項	30	H21.12.15
	仁木町	全域	1項	10	H21.12.15
	余市町	全域	1項	30	H21.12.22
	赤井川村	全域	1項	30	H21.12.15
	南幌町	設定なし		—	
	奈井江町	設定なし		—	
	上砂川町	設定なし		—	
	由仁町	設定なし		—	
	長沼町	設定なし		—	
	栗山町	設定なし		—	
	月形町	設定なし		—	
	浦臼町	設定なし		—	
	新十津川町	設定なし		—	
	妹背牛町	設定なし		—	
	秩父別町	設定なし		—	
	雨竜町	設定なし		—	
	北竜町	設定なし		—	
	沼田町	設定なし		—	
	鷹栖町	設定なし		—	
	東神楽町	設定なし		—	
	当麻町	設定なし		—	
	比布町	設定なし		—	
	愛別町	設定なし		—	
	上川町	設定なし		—	
	東川町	設定なし		—	
	美瑛町	全域	1項	150	H21.12.15
	上富良野町	設定なし		—	
	中富良野町	設定なし		—	
	南富良野町	設定なし		—	
	占冠村	設定なし		—	
	和寒町	設定なし		—	
	剣淵町	設定なし		—	
	下川町	設定なし		—	
	美深町	設定なし		—	
	音威子府村	設定なし		—	
	中川町	設定なし		—	
	幌加内町	設定なし		—	
	増毛町	暑寒沢の一部及び市街地区	2項	50	H 29.03.27
		その他の増毛町の区域	2項	100	H 29.03.27
	小平町	設定なし		—	
	苫前町	設定なし		—	
	羽幌町	天売島、焼尻島	1項	10	H21.12.15
		字汐見第1・第2地区	1項	30	H21.12.15
	初山別村	設定なし		—	

都道府県名	市町村名	別段面積(農地法第3条第2項第5号) を設定した地区名	別段面積の 基準別 (則17条)	設定面積 (単位:a)	設定面積 変更日
	遠別町	設定なし		—	
	天塩町	設定なし		—	
	猿払村	設定なし		—	
	浜頓別町	設定なし		—	
	中頓別町	全域	2項	50	H23.4.28
	枝幸町	設定なし		—	
	豊富町	設定なし		—	
	礼文町	全域	1項	10	H22.7.1
	利尻町	全域	1項	10	H22.7.1
	利尻富士町	全域	1項	10	H22.7.9
	幌延町	設定なし		—	
	美幌町	設定なし		—	
	津別町	設定なし		—	
	斜里町	設定なし		—	
	清里町	設定なし		—	
	小清水町	設定なし		—	
	訓子府町	設定なし		—	
	置戸町	設定なし		—	
	佐呂間町	設定なし		—	
	遠軽町	設定なし		—	
	湧別町	設定なし		—	
	滝上町	設定なし		—	
	興部町	設定なし		—	
	西興部村	設定なし		—	
	雄武町	全域	1項及び2項	30	H28.4.25
	大空町	設定なし		—	
	豊浦町	設定なし		—	
	壮瞥町	設定なし		—	
	白老町	設定なし		—	
	厚真町	設定なし		—	
	洞爺湖町	設定なし		—	
	安平町	設定なし		—	
	むかわ町	設定なし		—	
	日高町	設定なし		—	
	平取町	設定なし		—	
	新冠町	設定なし		—	
	浦河町	設定なし		—	
	様似町	設定なし		—	
	えりも町	設定なし		—	
	新ひだか町	設定なし		—	
	音更町	設定なし		—	
	士幌町	設定なし		—	
	上士幌町	設定なし		—	
	鹿追町	設定なし		—	
	新得町	設定なし		—	
	清水町	設定なし		—	
	芽室町	設定なし		—	
	中札内村	設定なし		—	
	更別村	設定なし		—	
	大樹町	設定なし		—	
	広尾町	設定なし		—	
	幕別町	設定なし		—	
	池田町	設定なし		—	
	豊頃町	設定なし		—	
	本別町	設定なし		—	
	足寄町	設定なし		—	
	陸別町	設定なし		—	
	浦幌町	設定なし		—	
	釧路町	全域	1項	30	H21.12.15
	厚岸町	設定なし		—	

都道府県名	市町村名	別段面積(農地法第3条第2項第5号) を設定した地区名	別段面積の 基準別 (則17条)	設定面積 (単位:a)	設定面積 変更日
	浜中町	設定なし		—	
	標茶町	設定なし		—	
	弟子屈町	設定なし		—	
	鶴居村	設定なし		—	
	白糠町	設定なし		—	
	別海町	設定なし		—	
	中標津町	設定なし		—	
	標津町	設定なし		—	
	羅臼町	設定なし		—	

平成29年12月15日

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会

封印管理委員会委員長 榎又 政浩

### 丁種封印再委託会員の募集について（案内）

日頃より北海道行政書士会（以下「本会」）の業務推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月28日、自動車登録手続における行政書士の関与を増やし国民の利便に資することを目的とし、封印取付け委託要領等が一部改正され、各都道府県行政書士会を受託者とする新たな丁種封印制度が新設されました。本会としてはこれを受けて早速準備を開始、同年10月に国土交通省北海道運輸局を通じて道内7運輸支局に封印取付け委託申請書を提出し、滞りなく全支局より封印取付け委託を受けました。

これにより本会は丁種封印受託者として封印の施封を行うことができるようになりましたが、実施にあたっては一定の要件を満たした会員を丁種封印再委託会員（以下「丁種会員」）とし丁種名簿に登録し、本会から同会員への再委託という形での運用となります。

この丁種会員を募集いたします。当該業務を行うことを希望される会員は、丁種封印再委託会員募集要項をご確認の上、ご応募ください。

### 記

#### 1 添付資料

- ・丁種封印再委託会員募集要項
- ・丁種封印再委託申込書
- ・誓約書

#### 2 今年度の受付期間（委員会が年に一回以上定めるものとされています。）

平成30年1月4日（木）から1月31日（水）まで

#### 3 応募方法

募集要項をご確認の上、必要書類を受付期間内発送にて本会事務局へ郵送等または持参する。

- ・丁種封印再委託申込書
- ・誓約書
- ・損害賠償責任保険加入者証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し

以上

連絡先：事務局 <sup>かしぼやし</sup> 榎林 守  
TEL : 011-221-1221 FAX : 011-281-4138  
E-mail : gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

## 丁種封印再委託会員募集要項

### 概 要

以下の「丁種封印再委託の要件」を満たし、「再委託を認めない事由」に該当しない丁種会員になろうとする会員から、丁種封印再委託申込書その他必要書類の提出が受付期間中になされた場合は、封印管理委員会が、常任理事会の承認を経て丁種会員になろうとする会員の丁種会員名簿への登載の可否について決定します。

#### 1) 丁種封印再委託の要件

- ①封印管理委員会の指定する事前研修を修了した者
- ②日本行政書士会連合会OSSセンター支所の看板を設置している者若しくは設置の申込みをし、DVD研修を修了している者
- ③甲・乙・丙種のいずれかの再受託者
- ④業務歴が2年以上の会員若しくはそれ以外の会員で自動車登録業務について相当の知識を有していると委員会が認めた者

上記のいずれか1つ、または複数に該当する必要があります。なお、事前研修に関しては別途案内します。

#### 2) 再委託を認めない事由

- ①封印に関する業務において北海道知事若しくは北海道行政書士会会長より処分を受け、また処分を受けることがなくなってから5年以上経過していない者
- ②北海道行政書士会の会費を滞納している者
- ③行政書士でない、もしくは行政書士でなくなった者
- ④研修免除対象者に該当しないにもかかわらず封印管理委員会の指定する研修を受講しなかった者
- ⑤募集時に提出すべき書類を提出しなかった者

上記のいずれかに該当する場合は丁種再委託を認めません。なお、再委託後に上記事由に該当するようになった場合は再委託を解除します。

#### 3) 募集の流れ

- ①丁種会員になろうとする会員は、募集期間内に「丁種封印再委託申込書」及び「誓約書」並びに「損害賠償責任保険加入証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し」を北海道行政書士会に提出してください。
- ②受付期間満了後、封印管理委員会にて申込書及び添付書類を審査し、要件を満たしかつ事前研修免除対象者については常任理事会の承認を経て丁種会員名簿に登載します。
- ③要件は満たすが事前研修免除対象者に該当しない申込者については、別途案内する本会が行う研修を受講していただき、受講完了後に常任理事会の承認を経て丁種会員名簿に登載するものとします。
- ④委員会が丁種会員名簿を道内全運輸支局に提出し、その旨を申込者に通知するとともに「封印請求書・受領書(3枚1綴で50綴1冊2,500円、同時払出上限10冊)」の請求書をお送りします。お申込みいただき、封印請求書・受領書がお手元に届き次第、申込者は丁種会員としてその活動ができるものとします。

以上

## 丁種封印再委託申込書

北海道行政書士会  
会長 宮元 仁 殿

平成 年 月 日

事務所 〒

氏 名

会員番号

私は、北海道行政書士会の定める丁種封印再委託の要件を満たしており、今後丁種封印業務を行いたいため、再委託を申し込みます。

添付書面

1. 誓約書
2. 損害賠償責任保険加入者証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し

## 誓約書

平成 年 月 日

事務所

氏名

職印

会員番号

支部名

私は、この度、北海道行政書士会に丁種封印再委託の申込みをするにあたり、以下のとおり誓約します。

1. 封印取付け作業を行う者は、私とその補助者（総務省令に基づき、北海道行政書士会に届出している補助者に限る。）とし、自らの責任において封印取付けを行います。
2. 封印取付け台帳を備え、明瞭に封印取付け状況を記載する等により、封印の取付け作業を適正に行います。
3. 封印取付けの業務の実施にあたっては、適正かつ円滑に行うように努めるとともに、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めます。
4. 自動車登録業務につき相当の知識を有しております。又は封印管理委員会の指定する研修を受講いたします。
5. 封印取付けに際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入済です。又は加入手続きを完了しました。
6. 北海道行政書士会が定める封印に関する規則、細則、内規及び行う指導等に従います。

以上



**新 規**

平成29年11月21日

会員各位

## 「届出済証明書」新規手続きについて

申請取次行政書士管理委員会  
委員長 成田眞利子

平素は、申請取次行政書士管理委員会の活動への御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

新規の届出済行政書士を希望する会員に向けて、手続きについてお知らせ致します。

### 1 「届出済証明書」新規手続き

- ① 日行連主催の「行政書士申請取次事務研修会（新規）」（30,000円）を受講
- ② 事務研修会の考課測定後に修了証書（有効期限1年）を受領
- ③ 本会事務局に必要書類一式を提出（持参又は郵送）
  - ・必要書類については上記事務研修会時に指示あり
- ・**毎月15日（必着）までに本会事務局へ提出**
- ④ 申請手数料は3,000円
  - ・本会事務局への現金支払又は指定口座への振込み
- ⑤ 申請取次行政書士管理委員会にて申請書類内容の確認
- ⑥ 札幌入国管理局から「届出済証明書（新規）」の発行

### 2 「実績報告書」（1月1日～12月31日）の提出期限は翌年1月末日

- ・実績の有無にかかわらず毎年報告が必要 **実績ゼロ件でも必ず提出**

### 3 「届出済証明書」の有効期間について

- ・有効期間は3年間です
- ・有効期間満了前までに更新手続きが必要です

平成29年11月21日

会員各位

**「届出済証明書」更新手続きについて**～有効期限**2ヶ月前**から本会事務局にて受付開始～申請取次行政書士管理委員会  
委員長 成田眞利子

平素は、申請取次行政書士管理委員会の活動への御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

更新の届出済行政書士を希望する会員に向けて、手続きについてお知らせ致します。

**1 「届出済証明書」更新手続き**

- ① 日行連主催の「行政書士申請取次実務研修会（更新）」（15,000円）を受講
- ② 実務研修会の考課測定後に修了証書を受領
- ③ 本会事務局に必要書類一式を提出（持参又は郵送）
  - ・必要書類については上記実務研修会時に指示あり
- ・**\*毎月15日(必着)までに本会事務局へ提出 \*期日厳守！！**
- ④ 申請手数料は3,000円
  - ・本会事務局への現金支払又は指定口座への振込み
- ⑤ 申請取次行政書士管理委員会にて申請書類内容の確認
- ⑥ 札幌入国管理局から「届出済証明書（更新）」の発行

《注意》 理由の如何に係わらず更新手続きが間に合わなかった場合は、再度「行政書士申請取次事務研修会（新規）」（30,000円）を受講

**2 「実績報告書」（1月1日～12月31日）の提出期限は翌年1月末日**

- ・実績の有無にかかわらず毎年報告が必要 **実績ゼロ件でも必ず提出**

**3 「届出済証明書」が更新手続きをせずに有効期間を経過（失効）した場合**

- ・本会事務局へ必ず返還（持参又は郵送）
- ・返還後に本会事務局から札幌入管に返却